

## 第 95 号議案

### 茨城県立図書館管理規則の一部を改正する規則

茨城県立図書館管理規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 5 号を削る。

別表情報資料課の項第 3 号中「図書資料」を「図書館資料」に改め，同項第 6 号中「インターネット」の次に「及び視聴覚機器」を加え，同項に次の 5 号を加える。

- 7 視聴覚資料のレファレンスに関する事。
- 8 視聴覚資料の相互貸借利用及び調査研究利用に関する事。
- 9 団体視聴用資料等の館外貸出に関する事。
- 10 地域視聴覚ライブラリーとの連携に関する事。
- 11 その他視聴覚資料の利用に関する事。

別表視聴覚課の項を削る。

付 則

この規則は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 19 日提出

茨城県教育委員会委員長 和田 洋子

（提案理由）

茨城県立図書館の組織見直しのため，茨城県立図書館管理規則（昭和 36 年茨城県教育委員会規則第 5 号）について，所要の改正をしようとするものである。

茨城県立図書館管理規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(課の設置)</p> <p>第3条 図書館の事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>? 企画管理課</li> <li>? 情報資料課</li> <li>? 館内サービス課</li> <li>? 普及課</li> </ul> <p><u>(削る)</u></p> <p>別表</p> <p>企画管理課 略 情報資料課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 蔵書計画に関すること。</li> <li>2 図書館資料の選定(他課の所管に係るものを除く。), 受入れ及び整理に関すること。</li> <li>3 <u>図書館資料の寄贈及び寄託に関すること。</u></li> <li>4 図書館資料の目録の整備に関すること。</li> <li>5 コンピュータシステムに関すること。</li> <li>6 <u>インターネット及び視聴覚機器に関すること。</u></li> <li>7 <u>視聴覚資料のレファレンスに関すること。</u></li> <li>8 <u>視聴覚資料の相互貸借利用及び調査研究利用に関すること。</u></li> <li>9 <u>団体視聴用資料等の館外貸出に関すること。</u></li> <li>10 <u>地域視聴覚ライブラリーとの連携に関すること。</u></li> <li>11 <u>その他視聴覚資料の利用に関すること。</u></li> </ol>	<p>(課の設置)</p> <p>第3条 図書館の事務を分掌させるため、次の課を置く。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>? 企画管理課</li> <li>? 情報資料課</li> <li>? 館内サービス課</li> <li>? 普及課</li> <li>? <u>視聴覚課</u></li> </ul> <p>別表</p> <p>企画管理課 略 情報資料課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 蔵書計画に関すること。</li> <li>2 図書館資料の選定(他課の所管に係るものを除く。), 受入れ及び整理に関すること。</li> <li>3 <u>図書資料の寄贈及び寄託に関すること。</u></li> <li>4 図書館資料の目録の整備に関すること。</li> <li>5 コンピュータシステムに関すること。</li> <li>6 <u>インターネットに関すること。</u></li> </ol>

<p>館内サービス課 略 普及課 略 <u>(削る)</u></p>	<p>館内サービス課 略 普及課 略 視聴覚課</p> <ol style="list-style-type: none"><li><u>1 団体視聴用資料等の館外貸出に関する事。</u></li><li><u>2 視聴覚資料のレファレンスに関する事。</u></li><li><u>3 視聴覚資料の相互貸借利用及び調査研究利用に関する事。</u></li><li><u>4 視聴覚資料の選定に関する事。</u></li><li><u>5 視聴覚資料の寄贈及び寄託に関する事。</u></li><li><u>6 地域視聴覚ライブラリーとの連携に関する事。</u></li><li><u>7 その他視聴覚資料の利用に関する事。</u></li></ol>
--	--